



No.6287801-1a  
平成 28 年 4 月 27 日 ✓

## 計量証明書

株式会社 北海道環境キテール  
喜茂別事業所 様

札幌市東区北20条東2丁目2-32  
環境クリエイト株式会社  
(事業所名) 環境クリエイト(株) ラボラトリ  
(所在地) 札幌市北区北29条西3丁目1-3  
(登録番号) 計量証明事業登録 第677号  
環境計量士 藤原 絵理子  
第3756号 (濃度)

試料名	放流水✓
採取場所	株式会社北海道環境キテール 喜茂別事業所 産業廃棄物最終処分場 浸出水処理施設
採取者	株式会社北海道環境キテール 喜茂別事業所 山家 雅実
採取日	平成 28 年 4 月 18 日 (天候: 曇、気温: 6°C) ✓
受付日	平成 28 年 4 月 19 日

計量の対象	計量の結果	基準値 (参考)	単位	計量の方法
採水時刻	15:00	—	—	—
採水時水温	12.1	—	℃	—
透視度	50	—	度	—
水素イオン濃度 (測定時水温) [pH]	8.0 (21) ✓	5.8 以上 8.6 以下	-(°C)	JIS K 0102 12.1 ガラス電極法
生物化学的酸素要求量 [BOD]	5.7 ✓	60 以下	mg/L	JIS K 0102 21 及び 32.3 隔膜電極法
浮遊物質量 [SS]	1 未満 ✓	60 以下	mg/L	昭和46年12月28日環境庁告示 第59号付表9 ガラス纖維ろ紙法
以下余白				

### 備考

- ・採水時水温及び透視度は、計量法第 107 条の計量証明対象外です。
- ・採水時水温及び透視度は、試料採取時に採取者が測定した値です。
- ・基準値は、昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」によります。
- ・濃度が定量下限値未満となる場合、定量下限値の数値に未満と付加し表記しました。